

本申込書に加えて送付いただくもの*1

申込者の 本人確認書類のコピー *2	【A群】よりいずれか1点 ※料金明細の送付先が変わる場合は「【A群】から2点」または「【A群】から1点+【B群】から1点」	
	【A群】	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード*3、健康保険証*4、 身体障がい者手帳、または 精神障がい者保健福祉手帳(障がい者手帳) 在留カード+外国発行パスポート、療育手帳
	【B群】	印鑑証明書、戸籍謄本

*1 「有効期限」の記載がある場合は有効期限内のものに限ります。「有効期限」の記載がない場合は、発行日から3か月以内のものに限ります。

*2 「氏名」「生年月日」「現住所」「証明書番号」「有効期限（ある場合）」が掲載されている箇所をすべてコピーしてください。

*3 表面（顔写真あり）のみ郵送してください。「マイナンバー」が記載された裏面は郵送しないようご注意ください。

*4 「保険者番号」「記号」「番号」「枝番」「QRコード」を必ず見えないように付箋紙等で隠してからコピーして郵送してください。

■一括請求サービスとは

- ・複数回線の請求金額を合計し、1つの請求書などにまとめて請求いたします。
- ・一括請求の代表回線のご契約者様より事前に設定いただいたお支払い方法（口座振替・クレジットカード・請求書）にて一括請求グループ全回線分のご利用料金をお支払いいただきます。
- ・代表回線のお客様には、電話番号ごとの請求内訳をお知らせするため、使用状況の管理が行いやすくなります。

■対象となるご契約

- ・同一名義のご契約
 - ・一括請求代表回線のご契約者から三親等以内の方のご契約
- ※異なる個人名義による一括請求サービスを申し込む場合は、一括請求代表回線のご契約者の同意が必要となります。
※異なるファミリー割引をまたがる場合等、一括請求サービスをお申し込みいただけない場合があります。

■請求内訳・料金明細について

- ・一括請求サービスをお申し込みいただいた場合、代表回線契約者にグループ内の電話番号ごとの請求内訳をお知らせいたします。
- ・一括請求グループ内の回線が「料金明細送付サービス」をお申し込みで、「請求書と同封して送付」を希望されている場合、以下の通り取り扱います。
【一括請求代表回線がeビリング契約あり】：料金確認サイトにて代表回線契約者より料金明細が確認できます。
【一括請求代表回線がeビリング契約なし】：一括請求代表回線契約者への請求書／ご利用案内に同封して送付します。

■ご利用にあたって

- ・請求書同封物については、請求書送付先エリアの同封物となります。
- ・一括請求サービスを廃止した場合、翌月の請求書から個別請求となります。
- ・「請求書」等の送付先および「料金明細内訳書」（請求書などを同封して送付する場合）の送付先は、一括請求代表回線の送付先と同一になります。代表回線の送付先が変更された場合、請求グループ内全ての電話番号の送付先についても同様に変更となります。
- ・一括請求サービスにお申し込みいただいているお客様でお支払い期限が過ぎてもお支払いの確認がとれない場合には、請求書送付先に通知したうえで一括請求グループすべての回線のご利用を停止いたします。

■お手続きのご注意事項

- ・送付いただいた書類等はお返しいたしません。適切に廃棄させていただきますので、予めご了承ください。
- ・お申し込みの際、ご契約者へ確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ・郵送によるお手続きの場合は、申込書がドコモに到着し、弊社にて確認・登録が完了した時点をもってお申し込みが完了となります。お申し込みの完了が月を跨ぐ場合にはお申し込み完了月のご利用料金から対象となります。
- ・申込書へのご記入内容およびお申し出内容（氏名・住所・連絡先欄等）、本人確認書類に誤りや疑義があった場合は、受付できません。
- ・一括請求グループ内の回線が「料金明細送付サービス」をご契約の場合で、一括請求グループへのオーダー登録に伴い料金明細内訳書の送付先が変更となる場合は、上記本人確認書類（コピー）のうち、「【A群】から2点」または「【A群】から1点+【B群】から1点」が必要となります。（例：一括請求グループの代表回線を変更される場合、新代表回線への送付に伴い請求書の送付先が変更となることから、料金明細送付サービスをご契約の子回線がある場合は2点の本人確認書類（コピー）が必要です。）
- ・「ドコモ光」と対となる携帯電話回線（以降、「ペア回線」といいます）、かつ同一一括請求グループに属する携帯電話回線を一括請求グループに追加する場合、ペアとなっている「ドコモ光」も自動的に一括請求に追加されます。
- ・「ドコモ光」のペア回線、かつ同一一括請求グループに属する携帯電話回線を一括請求グループから廃止する場合、ペアとなっている「ドコモ光」も自動的に一括請求から廃止されます。

【お手続き書類の送付先】

〒151-8790
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-3 NTTドコモ代々木ビル
株式会社NTTドコモ ドコモインフォメーションセンター（受託会社 ドコモ・サポート）宛

【お問い合わせ先】

ahamoサイト
<https://ahamo.com>

下記のサービス申し込み内容が5Gサービス、Xiサービス、FOMAサービスの各契約約款、ご利用サービスに適用される提供条件書に基づき提供されるものであることを承諾した上で申し込みます。

「一括請求グループからの子回線廃止」は、廃止したい子回線の契約者からお申し込みください。（契約者ごとにお申し込みください。）

①ご記入年月日	西暦	年	月	日
---------	----	---	---	---

②お申込者名	フリガナ
	氏名

③ご連絡先電話番号 ※ご連絡が取れる番号	()	-
-------------------------	---	---	---

④お申込者住所 ※ビル名、マンション名、 部屋番号も 正確にご記入ください	(〒	-)
--	----	---	---

【必ずご確認ください】

一括請求グループへの子回線廃止に際して、以下の点を確認・同意のうえお申し込みください。

- ・一括請求サービスとは、複数回線の請求金額を合計し、ひとつの請求書などにまとめて請求するサービスです。
- ・「同一名義のご契約」「一括請求代表回線のご契約者から三親等以内の方のご契約回線」がお申し込みいただけます。
※異なる個人名義による一括請求サービスを申し込み場合は、一括請求代表回線のご契約者の同意が必要となります。
- ※異なるファミリー割引をまたがる場合は、一括請求サービスをお申し込みいただけません。
- ・一括請求サービスを廃止した場合、翌月の請求書から個別請求となります。
- ・「請求書」等の送付先および「料金明細内訳書（請求書などを同封して送付する場合）」の送付先は、一括請求代表回線の送付先と同一になります。代表回線の送付先が変更された場合、請求グループ内全ての電話番号の送付先についても同様に変更となります。
- ・一括請求サービスにお申し込みいただいているお客様でお支払い期限が過ぎてもお支払いの確認がとれない場合には、請求書送付先に通知したうえで一括請求グループ全ての回線のご利用を停止いたします。
- ・個人名義のお客さまで、dポイントを共有される場合、別途「ポイント共有グループ」の申し込みが必要となります。
- ・本申込書はお客様より郵送にてお送りいただき、弊社にて確認・登録が完了した時点をもってお申し込みが完了となります。お申し込みの完了が月を跨ぐ場合にはお申し込み完了月のご利用料金から対象となります。

⑤一括請求の 代表回線 ※毎月の料金を まとめて支払う方	代表 回線	0	0	-	-
		フリガナ			
		氏名			

⑥一括請求から 廃止する回線	子 回 線 1	0	0	-	-
		フリガナ			
		氏名			

子回線は廃止後に「請求書 払い」となりますので、請求書 を「ご契約者住所」（④ お申込者住所）にお送りし ます。 「ご契約者住所」の変更があ る場合、別途ahamoサイト でお申し込みをお願いします	子 回 線 2	0	0	-	-
		フリガナ			
		氏名			

子 回 線 3	0	0	-	-
	フリガナ			
	氏名			

子 回 線 4	0	0	-	-
	フリガナ			
	氏名			

子 回 線 5	0	0	-	-
	フリガナ			
	氏名			

子 回 線 6	0	0	-	-
	フリガナ			
	氏名			

※7回線以上子回線を廃止される場合、2枚目以降をご用意いただき「①②⑤⑥」をご記入ください。

【一括請求グループからの子回線廃止時の注意事項】

- ・一括請求グループから子回線を廃止した場合、月々のご利用料金は回線ごとにお支払いいただくこととなります。
- ・子回線は廃止後に「請求書払い」となりますので、請求書を「ご契約者住所」（④お申込者住所）にお送りします。金融機関、コンビニエンスストア、ドコモショップ等でお支払いください。「ご契約者住所」の変更がある場合、別途ahamoサイトでお申し込みをお願いします。
- ・ahamo回線を一括請求から廃止される場合、再度、一括請求をお申し込み頂くことはできません。

※「ドコモ光」のペア回線、かつ同一一括請求グループに属する携帯電話回線を一括請求グループから廃止する場合、ペアとなっている「ドコモ光」も一括請求より廃止されます。
※本申込書はahamoをご利用中のお客さまからの申し込み専用です。